



# サブスクリプションおよびサービスの提供に関する約款

## 1. 契約の目的（条件）

1.1 この「サブスクリプションおよびサービスの提供に関する約款」（以下「本約款」といいます。）は、契約当事者間の法的関係にとって必要となるあらゆる事項について定めるものです。

本約款において「EPLAN」とは、お客様との契約を成立させる際に発行する注文確認書においてその発行者として記載される EPLAN グループの法人を指すものとします。

本約款において「お客様」とは、注文確認書において EPLAN の契約相手として記載される、または EPLAN クラウドプラットフォームのユーザーとして登録されている個人、会社など一切の私法・公法上の法人や団体、機関、機構および基金を指すものとします。

本約款において「系列会社」とは、法的に独立した企業体のうち (a) 議決権付き株式（持分）の過半数を保有し、もしくは保有される関係（過半数保有関係）にあるもの、(b) 直接または間接に支配的影響力を及ぼすことができ、もしくは及ぼされる関係（支配関係）にあるもの、または(c) その他、相互に従属性的な関係（グループ関係）にあるものを指すものとします。

EPLAN は、お客様が選択した EPLAN ソフトウェア製品を、以下のいずれかの場合においてお客様に提供し、お客様は、利用料金の支払いに対応する一定期間に限って使用することができるサブスクリプション形式により、使用することができます。

- お客様のローカル IT 環境または IT 環境プロバイダーの IT 環境にインストールするためにダウンロードする場合

- クラウドベースのアプリケーションとして使用する場合

ソフトウェアの使用は、契約締結後直ちに EPLAN からお客様に提供されるライセンスキーノンタクトメントを入力してはじめて可能となります。ソフトウェア・モジュールの範囲と特性（一部はオプション）は、Performance Description に記載されています。

1.2 ソフトウェアを使用する場合、EPLAN クラウドプラットフォームに、お客様が使用権限を与えたお客様の従業員またはサービスプロバイダーをユーザーとして登録する必要があります。ユーザーについては、特に以下の情報が必要となります。

- a) 氏名
- b) お客様の企業名
- c) 電子メールアドレス
- d) ソフトウェアを使用する場所が所在する国

- e) その他 EPLAN が EPLAN のソフトウェアまたはサービスを提供するために合理的に必要な情報。

お客様から権限を与えられたユーザーは、登録プロセスにおいて正しい情報を入力しなければならず、その責任はお客様が負うものとします。これに加え、当該ユーザーは、EPLAN のクラウドプラットフォームへのアクセスを可能にする個人パスワードを設定します。

- 1.3 お客様またはユーザーに対し、EPLAN のソフトウェアまたはサービスにおいて使用される ID またはパスワードが設定される場合には、お客様またはユーザーは、自らの責任においてこれを管理するものとし、第三者に対し開示し、または漏洩しないものとします。お客様もしくはユーザーの ID またはパスワードを利用して第三者によりEPLAN のソフトウェアまたはサービスの利用があった場合でも、お客様またはユーザーによる利用であるものとみなされます。お客様は、ユーザーによる EPLAN のソフトウェアまたはサービスの利用に関し、一切の責任を負うものとします。
- 1.4 別途取り決めがない限り、本契約の対象は当該ソフトウェアの標準バージョンおよび当該ソフトウェアの標準サポートです。標準バージョンは、契約締結時にEPLAN から一般に公開されているバージョンでお客様に提供されます。
- 1.5 ソフトウェアのソースコードは契約の対象ではありません。ソースコードに対して存在する全権利は、引き続き EPLAN に帰属するものとします。
- 1.6 EPLAN が提供するソフトウェアの品質は、契約締結前にお客様に提供可能かつ有効な EPLAN が別途発行する Performance Description（以下「Performance Description」といいます。）のみに準拠するものとします。特に、EPLAN、ソフトウェアメーカーまたはその両方、並びにその従業員、あるいはお客様による公の声明または広告を根拠に、Performance Description の記載内容を超える品質を要求することはできません。ただし、EPLAN がお客様に Performance Description の記載内容を超える特性を文書または電磁的方法によって明示的に確認した場合はこの限りではありません。

## 2. 契約の締結

- 2.1 EPLAN が EPLAN のソフトウェアまたはサービスの利用契約の締結のために提案した内容は、契約締結前においては、EPLAN は、何らの義務を伴うことなくすべて変更、修正または撤回が可能です。これは、EPLAN がお客様に現在の有効価格を添えて製品説明書を提出した場合も同様です。すべての製品関連資料において、その著作権は EPLAN に帰属します。

- 2.2 お客様による製品の注文は契約締結の申込みと見なされます。注文内容に契約の締結を妨げる何かない限り、EPLAN は、EPLAN に契約締結の申込みが届いてから 3 営業日以内に、この申込みを受け入れる権利を有するものとします。
- 2.3 申込みの承諾は、EPLAN が文書でこれを確認します。この確認により、お客様と EPLAN の間で、当該申込みにかかる契約が成立するものとします。
- 2.4 EPLAN は、お客様からの申込みを承諾する義務を負わず、その裁量によって申込みを拒絶することができるものとします。また、EPLAN は、お客様に対し、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

### 3. 使用範囲

- 3.1 EPLAN は、本約款の定めおよび契約時において効力を有する EPLAN のライセンス発行に関する内規に従って、EPLAN の定める標準ソフトウェア（以下「標準ソフトウェア」といいます。）の利用許諾（以下「ライセンス」といいます。）を付与します。EPLAN の明示的な書面または電磁的方法による事前の同意なく、当該範囲を超えて標準ソフトウェアを利用することは禁止されるものとします。
- 3.2 EPLAN はお客様に、以下 a)から d)に挙げられたライセンスのいずれかを供与します。ただし、各ライセンスの使用は 3.3 項において規定される内部利用目的に限定されるものとします。ライセンスの供与は契約締結およびサブスクリプション初回料金の満額の支払いの完了をもって開始されます。
- a) シングルライセンス：1 件の期限付き使用権。ただし、そのコンテンツおよび場所においてシングルユーザーハードウェア 1 台に 1 回のインストールまたは対応するクラウドベースのアプリケーション 1 件に制限されています。シングルユーザーライセンスの使用範囲には、会社のネットワークまたはリモートデスクトップ接続 (RDP) を介したアクセスは含まれません。
  - b) コンカレントライセンス：1 件の期限付き使用権。ただし、そのコンテンツおよび場所において社内の複数のコンピュータへのインストールに制限されています。ネットワークの地理的範囲は、お客様が事業所在地を有する 1 つの国に制限されます。ネットワーク内で同時に使用できる最大件数は、相互に依存せず作動するベースシステム（アドオンシステムではないものとします）の数に準じるものとします。当該システムは、ライセンスの枠内で提供およびライセンス認証が行われ、EPLAN が提供するライセンス管理ソフトウェアによりサーバー側で管理

されています。お客様の事業所在地が欧州経済領域（European Economic Area、EEA） 、英国（GB） 、スイスのいずれかにある場合、ライセンスは全 EEA、全 GB、および全スイスで有効です。

- c) WAN ライセンス：お客様が WAN ライセンスを購入された場合、前項の 3.2 b)が適用されます。ただし、お客様のネットワーク範囲は全世界に拡大できるものとします。
- d) コンカレント指名ユーザー ライセンス：記名登録したユーザーだけがソフトウェアを使用できます。このタイプのライセンスで発生する追加または他の制限事項、特にどの製品がどの製品シリーズに帰属するかについては、製品固有のドキュメントに記載された内容に準拠するものとします。

3.3 「内部利用目的」とは、お客様内部の事業上の事由を指しますが、以下の事由であっても内部利用目的には含まれません。

- a) お客様の系列会社の事業上の事由のための使用
  - b) 第三者のためのコンピューターセンターの運営
  - c) 系列会社以外の個人や団体への標準ソフトウェアの一時的な付与（例：アプリケーションサービスの提供）
  - d) 標準ソフトウェアを従業員またはその他のスタッフ以外の人物の教育に使用すること
- ただし、EPLAN がお客様にこのような使用を文書で事前に承認した場合は、この限りではありません。

委託を受けた第三者による使用は、お客様の監視の下で、かつ使用目的がお客様の目的である場合に限り（IT アウトソーシング、ホスティング等）することができます。お客様が購入したライセンスの範囲を超えた使用を目的としてドングルサーバーやリモートデスクトップ用ソフトウェア等の技術的ソリューションを使用することを禁じます。

3.4 標準ソフトウェアのコピーは、契約に基づく利用にとって必要な数量・回数だけ認められます。お客様は、標準ソフトウェアについて、技術の状況に応じて、必要な数量のバックアップコピーを作成することができるものとします。取り外し可能なデータ記憶媒体へのバックアップコピーについては、それと分かる表示をしたうえで、オリジナルのデータ記憶媒体になされているのと同じ著作権表示をして、かかるコピーの数量と所在について適切に書面化し、EPLAN から要請があった場合には、EPLAN へ提出しなければならないものとします。お客様が標準ソフトウェアをオンラインでのダウンロードすることにより取得した場合も、お客様は当該標準ソフトウェアをデータ記憶媒体へコピーすることができます。かかるオンラインのコピーに関する権利についても、本約款が適用になるものとします。

3.5 お客様による EPLAN のソフトウェアに対する加工、リバースエンジニアリング、逆アセンブル及び逆コンパイルを禁じます。ただし、EPLAN がお客様に特定の加工を文書または電磁的方法によって

事前に承認した場合はこの限りではありません。以下に挙げた事由により対策が必要な場合、特に差し迫った機能障害またはシステム障害の恐れのある場合には、例外として明示的な許可がなくてもお客様が必要かつ合理的な範囲で加工を講じることを認めます。

- a) お客様が使用する他のハードウェアやソフトウェアとの相互運用を可能にするため
- b) 本約款の目的に応じた使用を実現または再現するため
- c) 重大な欠陥を除去するため

- 3.6 EPLAN が、従前に提供した契約上の対象物（以下「旧バージョン」といいます。）に代えて、不具合の調整やメンテナンスに関連して、その新バージョンをお客様に提供する場合、かかる新バージョンの利用についても、本約款の定めが適用になるものとします。
- 3.7 EPLAN が標準ソフトウェアの新バージョンを提供する場合、EPLAN が明示的に返還または削除を要請しなくとも、お客様の各契約に基づく旧バージョンに関する権利は失効するものとします。但し、お客様は、旧バージョンを、お客様の顧客やサプライヤーが旧バージョンを使用している場合の互換性を維持する目的であれば、利用を継続することができるものとします（これによりライセンスの総数が増加することはありません。）。その場合であっても、お客様は、旧バージョンについてメンテナンスといったソフトウェアサービスを要求することはできないものとします。お客様において、旧バージョンのもとで保存されていたファイルを新バージョンで使用する場合、かかるファイルは旧バージョンでは編集することができなくなるものとします。
- 3.8 標準ソフトウェアを本約款の目的および契約で合意した内容に従って使用して作成したお客様のファイル、ドキュメント、およびその他のデータに対し、EPLAN の権利は発生しません。ただし、当該データ等に EPLAN が従前から有する特許権、著作権その他の権利（以下「知的財産権等」といいます。）の対象が含まれている場合には、それらの権利は EPLAN に引き続き留保されます。この場合でも、お客様は、当該データ等を契約の目的に従った通常の用法および範囲においては、自由に利用することができるものとします。

#### 4. インストール、トレーニング、ソフトウェアサービス、コンサルティングサービス

- 4.1 EPLAN からお客様へのソフトウェアの提供がダウンロードを介して行われる場合、ソフトウェアのインストールにおいて、EPLAN はお客様にアプリケーションドキュメントに記載されたインストールに関する説明、特にお客様側で満たされていなければならないハードウェアおよびソフトウェアの環境条件の確認を指示します。お客様が要望する場合には、別途締結する合意書と、その時点で有効な料金表に基づき、EPLAN がソフトウェアのインストールを請け負います。
- 4.2 EPLAN によるインストール、トレーニング、ソフトウェアのメンテナンス、およびコンサルティングの対価については、お客様との別途取り決めと、その時点で有効なEPLAN 価格表に基づいて合意し、実施されるものとします。

- 4.3 お客様は、その時点の Performance Description に記載された「ソフトウェアサービス」に準じて EPLAN が提供するソフトウェアサービスに参加するものとします。別途取り決めがない限り、EPLAN のサービス提供義務は、その時点で最新の、お客様に提供されたプログラムバージョンだけを対象とします。サービスはEPLAN ソフトウェアに対応するドキュメントを対象とします。ソフトウェアサービスの枠内で新たに納入されたプログラムバージョンに対するお客様の権利および義務は、本約款に準じます。
- 4.4 お客様は、ソフトウェアサービスのアップデートに際して、適宜、新バージョンの標準版を付与されるものとします。お客様は、自社用の特別のアダプテーションについては、自らの責任で行わなければならぬるものとします。ソフトウェアを、API、スクリプティング、マスターデータの個性化、バッчルーティンといったカスタマイズ技術に基づいて行われるソフトウェアの各プログラムや各社用のアダプテーションについては、ソフトウェアサービスには含まれません。標準ソフトウェアの新バージョン提供後の操作性維持に関する業務については、別途のご依頼と対価のお支払いが必要となります。
- 4.5 別途明示的な合意がある場合を除き、以下の業務は契約の一部を構成せず、別途の合意を要するものとします：
- EPLAN の定める操作条件において使用されることのないプログラムのための業務
  - EPLAN のソフトウェアが一般的に承認されていないオペレーティング・システム (OS) のリースや変更に対応してなされるソフトウェアのアダプテーション
  - お客様による操作説明書違反その他の操作ミス、故意・過失に基づくソフトウェアやデータ記憶媒体の毀損により必要となった業務
  - インストール現場での業務
  - ホットラインを通じたトレーニング業務

これらのコンサルティング業務については、別途オーダーして頂く必要があります。お客様がこれら追加のサービスを文書で依頼された場合、EPLAN には、依頼に基づいて提供したサービスに対し、その時点で有効な価格、特に時間給および出張手当を請求できるものとします。

## 5. クラウドベースのアプリケーションの使用、稼動率

- 5.1 お客様がクラウドプラットフォームを介してソフトウェアにアクセスされる場合（クラウドベースのアプリケーションとして使用する場合）、お客様の環境でアクセスに使用されるデバイスが機能すること、必要なハードウェアおよびソフトウェア環境があること、並びに安定したインターネット接続が維持されることは、お客様の責任と負担において手配するものとします。お客様はアクセスデータを機密情報として管理し、第三者に開示しない義務を負うものとします。
- 5.2 システムで問題または障害が発生してもいつでもデータが復元できるよう、お客様は自らの責任と負担において、自己のデータのバックアップを定期的に作成する義務を負うものとします。お客様がデータバックアップの作成を怠り、データが損失または毀損した場合でも、データの損失および毀損に対して EPLAN は責任を一切負いません。
- 5.3 クラウドプラットフォーム、プラットフォーム上のアプリケーション、またはその両方で問題または機能障害が発生した場合、お客様はこれを発見次第、遅滞なく EPLAN に通報する義務を負うものとします。お客様は、当該問題または機能障害およびその原因の特定を可能にし、問題または機能障害の解消を容易にするまたは促進するために必要なあらゆる手段を講じるものとします。特に、お客様は、特定した内容を他者が理解できる形で記録するものとします。
- 5.4 お客様がクラウドプラットフォームおよびそこにあるソフトウェアアプリケーションの第三者によるアクセスまたは使用を可能にすることは、EPLAN が事前に書面により明示的に同意した場合を除きこれを禁じます。
- 5.5 お客様が、クラウドプラットフォームまたはそこで使用できるアプリケーションの模造を含む一切の模倣を目的としてコンテンツを使用することは、いかなる場合においても認められません。以下の行為を行う権限を認めません。
- クラウドプラットフォームを悪用すること
  - アプリケーション内の権限のない領域にアクセスすること
  - 違法な、公序良俗に反する、または不快なコンテンツをプラットフォームに保存すること
  - 有害なコンポーネントを含むシーケンスを故意に提供すること
  - 要請されていない広告メール（スパム）をプラットフォームを介して送信すること
  - その他、クラウドプラットフォームの機能性に害を与えるような介入をすること。
- 5.6 お客様が、適用のある法令または本約款から発生するお客様の義務に違反した場合、EPLAN は書面または電磁的方法による事前通告ののち、クラウドプラットフォームへのお客様のアクセスを一時的にブロックすることにより、この違反を解消することができるものとします。ブロックは、その

理由が解消次第、解除するものとします。文書または電磁的方法により適宜警告を受けたにもかかわらず、お客様が義務に違反し続けた場合または繰り返し違反した場合もしくは義務違反を是正しなかった場合、EPLAN は追加で催告することをせず、債務不履行を理由とする解除を行い、お客様のアカウントを完全に削除することができるものとします。EPLAN は、損害賠償請求権の行使その他の法律で認められた権利の行使を留保します。本項に基づくEPLAN の措置によりお客様に損害が発生した場合でも、EPLAN は一切責任を負いません。

- 5.7 EPLAN の責任範囲は、クラウドプラットフォーム上で使用可能なアプリケーションが、アプリケーションが使用されるコンピューターセンターのインターネットノードまでの範囲で規定通りに機能することだけを対象とします。それ以外のデータケーブル接続が問題なく機能するかについて、EPLAN は責任を負いません。お客様が障害を通知するか、または EPLAN が障害を検出するまでアプリケーションは「使用できる」状態にあります。ダウンタイムのカウントは、お客様からの障害通知が EPLAN に届いた時点、または EPLAN が障害を検出した時点から始まります。
- 5.8 「Service Level Agreement」の中で別途取り決めがある場合を除き、クラウドおよびそこにあるアプリケーションの稼動率は暦月につき 98%とします。EPLAN の責に帰すべき事由で平均稼動率がこれを下回り、かつ暦月につき 80%以上の場合、障害を受けたサービスパッケージに対する月額料金の一率 20%をお客様に返金いたします。ただし、使用できない状態であることをお客様が遅延なく通知した場合に限ります。1カ月の稼動率が 80%を下回った場合には、月額料金の全額をお客様に返金いたします。ただし、使用できない状態であることをお客様が遅延なく通知した場合に限ります。返金額は、契約期間中に稼動率が下がった月に対して計算し、契約期間終了時に精算します。ソフトウェアサービス契約の料金は返金額計算の対象ではありません。契約が終了した場合には、お客様に返金額が支払われます。上述の平均稼働率を下回ったことを理由とした、それ以外の請求権は認められません。
- 5.9 以下に挙げた事由により機能障害が発生した場合、これはダウンタイムとは見なされず、稼働率の計算において考慮されません。
  - a) 必要なメンテナンス作業
  - b) お客様側の領域で発生した障害、ダウンタイム、機能障害
  - c) 第三者の影響によるダウンタイム（サービス妨害攻撃、DoS 攻撃など）または不可抗力を原因とするダウンタイム

EPLAN は、更新およびアップグレードの反映など定期的にメンテナンス作業を実施します。メンテナンス作業で機能が中断される場合、EPLAN はお客様に事前に文書または電磁的方法でその旨を通知いたします。EPLAN は、できる限り使用の妨げとならないようにメンテナンス作業を実施するよう努めます。EPLAN は、本条に定める事由または措置によりお客様に損害が発生した場合でも、一切責任を負いません。

- 5.10 「DATA PORTAL」を介して使用できるアプリケーションの枠内で、お客様には様々なメーカーの様々な種類の部品、コンポーネントおよび装置に関する製品データへのアクセスなどが可能となります。お客様は、本約款の枠内で製品のデジタルデータを利用することができます。お客様に提供する製品デジタルデータの内容、形式および範囲は、EPLAN または当該メーカーのみがこれを決定するものとします。製品デジタルデータの編成において、EPLAN は定期的かつ慎重にこの作業に当たります。しかし、データに抜けがなく、その内容が正しく、かつ最新であることをEPLAN は検証できません。個々の製品デジタルデータの中には間違った、抜けのある、古い内容が含まれる場合があります。EPLAN はこの点、並びにデータがお客様の特定の使用目的に適したものであることを保証するものではありません。
- 5.11 製品デジタルデータによって記述された個々の製品の仕様は、当該製品メーカーのデータシートに準じるものとします。EPLAN が提供するアプリケーション内の製品デジタルデータと、部品、コンポーネントおよび装置の実際の性質および特性の一致は保証されません。疑問点がある場合には、お客様が当該メーカーに問い合わせ、製品仕様を検証されるものとします。その際にフィードバック機能をご利用いただけます。
- 5.12 EPLAN は、各メーカーとの合意内容に基づき、対応する製品デジタルデータをアプリケーションに掲載します。その後の更新についても同様です。その際、EPLAN は統一基準に基づき全メーカーのデータを同等に扱い、実務的な理由なしに特定のメーカーを優遇も冷遇もしません。特定のメーカーを頻繁に選択する、またはその製品データをダウンロードするなど、ユーザー側の行為により、当該メーカーの情報が優先的に表示される場合があります。それはEPLAN からの推奨に基づくものではありません。EPLAN は各メーカーが、適切な形式および技術的に可能な枠内（バナーの表示など）で広告を掲載することを認め、お客様はこれに予め承諾するものとします。その内容についての責任は当該メーカーのみが負うものとします。
- 5.13 EPLAN は、EPLAN Platform ソリューション（「オンプレミス」）で現在利用可能な個々のソフトウェア機能を、将来のバージョンでクラウドに移行する権利を有します。影響を受けるソフトウェア機能は、EPLAN プラットフォームソフトウェアの各バージョンの Performance Description に名前と説明が記載されています。お客様がEPLAN との間で有効なソフトウェアサービス契約を締結し

ている限り、お客様は、パフォーマンス記述の範囲内で、クラウドに移行したソフトウェア機能を継続して使用することができます。お客様がソフトウェア・サービス契約を終了し、サブスクリプションに変更しない場合、お客様は、「オンプレミス」で購入したEPLAN ソフトウェア・ライセンスを、最後に使用したバージョンで引き続き使用することができます。別段の契約上の合意がない限り、お客様がクラウドで利用可能な機能を使用する追加の権利は、この場合除外され、EPLAN は義務を負いません。アドオンシステムおよびモジュール（アドオン）、エレメントまたは追加機能（API プログラム）EPLAN の基本ソフトウェアシステムと同じバージョンでのみ使用できます。お客様がソフトウェアサービス契約を終了した場合、EPLAN は、クラウドに移動してお客様が使用しているアドオン、エレメントまたは追加機能のバージョン互換性を維持する義務を負わないものとします。

## 6. 契約対象の保護

- 6.1 本契約に従って明示的に権利がお客様に譲渡されるのでない限り、契約対象（およびお客様が作成した全コピー）に対する知的財産権等は引き続きEPLAN に帰属します。第三者ソフトウェアの提供である場合、権利の帰属先は当該提供元です。EPLAN、ライセンス供与者または第三者による契約対象の加工物についても同様です。
- 6.2 お客様は、ソフトウェアおよびその構成部分を、想定され、契約で合意された方法で利用しなければならず、特にハードウェアのコピープロテクト（ドングルまたは Hardlock）を維持し、第三者からのアクセスを防止しなければならないものとします。本条項における「第三者」には、お客様のために契約上の利用をするお客様の従業員その他の人員は含まれないものとします。お客様が契約対象（当初の契約締結の後に、対象が変更となった場合には、変更後の対象も含みます。）に第三者にアクセスさせる場合には、必ずEPLAN の書面または電磁的方法による事前同意を必要とします。
- 6.3 お客様は、著作権の表示や EPLAN、ライセンサーまたは製造元の管理番号・文字を変更したり、削除したりしてはならないものとします。お客様が契約対象の変更または加工を行った場合、これら表示および標示を契約対象の変更物にも引き継ぐものとします。

- 6.4 EPLAN は、納品物やサービスが本約款に従って利用されているかどうかを、合理的な期間ごとに監査することができるものとします。このために、EPLAN はお客様に対し情報の提供、特に納品物やサービスの利用期間や範囲についての情報を求めることができ、お客様のハードウェアやソフトウェアのほか、お客様の帳簿や記録を調査することができるものとします。かかる調査のため、お客様は、通常の営業時間中、EPLAN に対し、その事業所への立ち入りおよび EPLAN のソフトウェアの利用を、認めなければならないものとします。
- 6.5 お客様が、EPLAN のソフトウェアや関連する構成部分（全部か一部か、変更・翻案されているか否かを問いません。）が保存されたデータ記憶媒体、メモリー、ハードウェアその他を第三者へ提供し、または占有を放棄する場合には、お客様は保存されたEPLAN のソフトウェアや関連する構成部分が事前に完全かつ永久に削除しなければならないものとします。
- 6.6 EPLANは、ソフトウェアのすべてのインストールに、契約当事者が注文確認書に明記された期間に従ってソフトウェアを限定的に使用できるようにするソフトウェアコピープロテクション（オンラインライセンスキー）を提供する権利を有します。契約当事者は、ソフトウェアプロテクションの認識可能な機能障害について、直ちに書面でEPLANに通知する義務を負うものとします。契約当事者がハードウェアコピープロテクション（ドングル）をまだ使用している場合、EPLANは、技術的に可能であれば、古いドングルの返却と引き換えに、欠陥のあるドングルをオンラインライセンスキーと交換します。契約当事者がドングルを紛失した場合、または紛失した場合、EPLANは、契約当事者がドングルの破壊を証明しない限り、ソフトウェアの使用料の更新支払いを条件にオンラインライセンスキーを提供することができます。
- 6.7 お客様は、その影響範囲において、正しく機能するドングルまたは有効なオンラインのライセンスキーがなければソフトウェアを使用できないことを保証するための適切な安全管理手段を講じるものとします。この義務への違反が発生し、お客様にその責がある場合、サブスクリプション料金の3年間分の料金が一律の損害賠償として EPLAN に対し支払われるものとします。EPLAN には、賠償金額より大きな損害が証明された場合、より大きな損害の賠償を要求する権利があります。

## 7. 使用権、評価

- 7.1 お客様が、デジタル表示された製品または作業成果物（コンテンツ）を、EPLAN が提供したソフトウェアを使って加工した結果、新しいまたは変更されたコンテンツが作られ、そのコンテンツに独立した知的財産権等が認められる場合、その成果物に対する権利はお客様だけに帰属するものとします。ただし、当該コンテンツにEPLAN が従前から有する知的財産権等の対象が含まれている場合には、それらの権利はEPLAN に引き続き留保されます。この場合でも、お客様は、当該コンテンツを契約の目的に従った通常の用法および範囲においては、自由に利用することができるものとします。

- 7.2 お客様がソフトウェアをクラウドベースのアプリケーションとして使用される場合、EPLAN は、EPLAN ソフトウェアの使い方（操作手順、加工機能および入力フィールドの使用など）並びに選択したソフトウェアおよびハードウェアの構成内容を記録し、適切な方法で評価することができるものとします。評価から得られた知識をEPLAN は個々のケースを特定できない形式で、ソフトウェアの使いやすさ、機能範囲および性能の向上に利用します。7.1 項に記載した意味でのコンテンツおよび成果物については、当該ユーザーの同意があり、かつEPLAN ソフトウェアに機能性を追加することを目的とする場合にのみ、自動的な評価が行われるものとします。
- 7.3 EPLAN は、そのソフトウェア製品の誤用を防止するために、法的に許容されるあらゆる手段を講じる権利を有します。本約款において、EPLAN ソフトウェアには、EPLAN ソフトウェア・プログラムの違法コピーのインストールまたは使用を検出し、これらの違法コピーに関するデータ（IP アドレスおよび MAC アドレスなど）を排他的に収集および送信することができるセキュリティ・メカニズムが含まれる場合があります。収集されたデータには、EPLAN ソフトウェア・プログラムで作成されたお客様のデータは一切含まれません。お客様は、EPLAN ソフトウェアを使用することにより、このようなデータの検出および収集、ならびに違法コピーが検出された場合のデータの送信および使用に同意するものとします。EPLAN は、EPLAN ソフトウェアへのアクセスを制御するために、ハードウェア・ロック装置、ライセンス管理ソフトウェア、および／またはオンライン・ライセンス・キーを使用する権利も留保します。お客様は、そのような措置の目的を回避または打ち消すためのいかなる措置も講じないものとします。EPLAN が提供する必要なハードウェア・コピー・プロテクションまたはオンライン・ライセンス・キーを使用せずにEPLAN ソフトウェア・プログラムを使用することは禁止されます。
- 7.4 EPLAN は、適用されるデータ保護法、指令、およびその他の規制の規定（以下「データ保護法令等」といいます。）に従い、お客様（お客様の従業員及び関係者を含みます。次項においても同じ。）の個人データを収集、処理、および保存することができます。
- 7.5 EPLAN がお客様のデータを分析する場合、EPLAN はデータ保護法令等で認められている範囲内でのみ行うものとします。

## **8. 第三者への譲渡等**

- 8.1 EPLAN がお客様に対し、契約内容に応じ供与するソフトウェアの使用権は譲渡できません。契約対象を第三者に提供することは、これを禁じます。一時的な提供および第三者に有料または無料で使用機会を提供する場合も同様です。契約対象を物質的または非物質的な形で提供するのか、アクセスを認めるだけなのか如何を問いません。
- 8.2 前項の規定するほか、お客様は、EPLAN の事前の書面による承諾なく、EPLAN との契約から生じる契約上の地位、権利または義務を、第三者に対し譲渡、承継、または担保提供し、もしくは引き受けさせることはできません。
- 8.3 EPLAN は、EPLAN の事業の全部または一部を第三者に対し事業譲渡（会社分割による承継を含みます。）した場合には、お客様との契約から生じる契約上の地位、権利または義務ならびにお客様の情報を、当該譲渡先に対し承継することができるものとし、お客様は予めこれに承諾するものとします。
- 8.4 EPLAN は、お客様に対するソフトウェアまたはサービス提供の業務の全部または一部を、第三者に対し委託することができるものとします。

## **9. お客様の協力義務および通知義務**

- 9.1 お客様は、ソフトウェアの根本的な機能特徴について知識を有し、その特徴がお客様の要求および需要に適しているかどうかを判断する責任を負うものとします。不明点または疑問点がある場合には、お客様が契約締結前に、EPLAN の従業員を介して必要な情報を取得するか、または専門知識を有する第三者に助言を求めるものとします。
- 9.2 EPLAN による納品やサービス提供にあたって必要となるハードウェアやソフトウェアの環境については、お客様のみが責任を負い、その費用を負担することになります。システム要件やお客様の従業員やその他のスタッフによるソフトウェアの取り扱いについても、同様です。追加で必要となる容量およびシステムリソースが十分な仕様であるかも考慮するものとします。
- 9.3 お客様は、納品物やサービスをご使用になる前に、既存のハードウェアおよびソフトウェアの構成や設定に不具合が生じていないことおよび使用できることを、自らの責任と負担で全面的にテストしなければなりません。お客様に保証対応やメンテナンスの範囲内で提供された納品物やサービスについても、同様です。

- 9.4 お客様は、納品物やサービスのインストールや利用にあたって、EPLAN により提供される説明書や最低限の利用要件を遵守しなければなりません。インターネットを介してウェブサイト <https://www.eplanjapan.jp> にアクセスし、そこにある最新の説明書を確認し、使用の際にその内容を考慮するものとします。
- 9.5 EPLAN が契約対象の提供以外に役務義務を負う場合、お客様は、ハードウェア、ソフトウェア、データおよび通信システムのほか、人員、ワークスペース、それらの使用など、納品物やサービスの提供を受けるのに必要な要件や環境を、無償で必要なだけ提供しなければなりません。
- 9.6 お客様は、EPLAN が問題を最良の方法で、かつ可能な限り迅速に解決することができるよう、問題のトラブルシューティングや調整においてEPLAN の納品物やサービス、特にソフトウェアやその構成物に対する使用、アクセスをEPLAN へ認めなければなりません。必要に応じ、お客様は、別途契約を締結し、データ保護のための防止措置を取らなければなりません。
- 9.7 お客様は、一般的な法的、ビジネス管理、組織上の該当指針、特に IT セキュリティおよびコンプライアンスの指針に基づき、合理的かつ適切な間隔で、定期的にデータをバックアップすることを保証するものとします。EPLAN が前項に基づくアクセスを与えられる前に、お客様は前項に定める方法で、プロジェクトファイルのような影響を受け得るデータをバックアップしておかなければならぬものとします。データの定期的なバックアップは、データの感度や重要性に応じ、合理的な費用でアクセス前の条件を直ちに、または短期間で復元できることが保証されるのであれば、適切な間隔で行われているものとみなされるものとします。
- 9.8 お客様が契約または法令に基づく義務に違反した場合、その結果発生した不利益および追加費用はお客様が負うものとします。また、お客様が契約または法令に基づく義務に違反しEPLAN に損害を与えた場合、その損害の全て（弁護士等の費用を含みます。）を EPLAN に対し賠償する責任を負うものとします。

## 10. 瑕疵の調査および通知の義務

契約期間中に契約対象に瑕疵が見られた場合、お客様は、その欠陥をEPLAN に遅滞なく通知するものとします。お客様が発見した瑕疵、または事業者としての検査義務を義務通りに実行した場合に発見できたはずの瑕疵をEPLAN に通知しなかった場合、あるいは適時に通知しなかった場合、製品保証の請求権は失効します。契約締結時にお客様がすでに認識していた瑕疵、または、重大な過失により認識されなかった瑕疵に対して、製品保証の請求権は適用されません。

## 11. 品質および権原の瑕疵並びに履行上の瑕疵

- 11.1 重大な瑕疵がある場合、EPLAN は、まず、事後の履行により瑕疵の治癒を提供するものとします。当該目的のため、EPLAN は、自己の裁量により、瑕疵のない新たなソフトウェア版をお客様に提供するか、または当該瑕疵を修補するものとします。EPLAN が当該瑕疵の影響を回避するための合理的な措置をお客様に提供した場合にも、当該瑕疵は除去されたものとみなされるものとします。
- 11.2 権原に瑕疵がある場合、EPLAN は、まず、事後の履行により瑕疵の治癒を提供するものとします。当該目的のため、EPLAN は、自己の裁量により、法的瑕疵のない形で、当初提供された契約品目、または交換もしくは修正された同等の価値の契約品目を使用する機会をお客様に提供するものとします。
- 11.3 お客様は、契約上の機能の範囲が維持され、かつ、当該機能を採用することにより著しい不利益が生ずることがない場合には、新しいソフトウェアを採用する義務を負うものとします。
- 11.4 追加履行が合理的な期間に完了しない場合、お客様は、EPLAN に対して書面で期限を定めて通知し、当該期間内に結果が出ないことを条件として、契約を解除し、または価格等もしくはサービス対価等の減額を請求することができるものとします。EPLAN は、契約で定める補償の範囲で、瑕疵により負担したお客様の費用について賠償するものとします。
- 11.5 EPLAN が、任意にトラブルシューティングまたは障害除去のためのサービスを提供する場合、EPLAN は、その通常の料率に基づいて、これに対する報酬を要求することができます。特に、EPLAN の提供したソフトウェアまたはサービスに瑕疵があることが証明されない場合、または EPLAN に帰責性がない場合は、これを適用するものとします。また、EPLAN は、お客様が検査義務および瑕疵の通知義務を適切に遵守していないために生じた追加費用に対して報酬を受けるものとします。
- 11.6 第三者が、お客様による契約上の権利行使を妨げる請求を主張する場合、お客様は、直ちに書面により EPLAN に通報するものとします。お客様は、EPLAN に対し、自らの責任において、裁判所の内外において、第三者に対する適切な法的防御を行う権利と機会を与えます。お客様が提訴された場合には、EPLAN との調整を行うものとし、EPLAN の同意がある場合に限り、特に、請求の認諾または和解を含む法的措置をとるものとします。
- 11.7 お客様は、EPLAN にお客様との契約の違反があった場合には、EPLAN に対して書面で義務違反を通知し、かつ、当該違反を是正するための合理的な猶予期間を EPLAN に与えた場合に限り、EPLAN による義務違反から生ずる法律上の権利行使することができます。ただし、義務違反の性

質上、救済が不可能な場合は、この限りではありません。本約款に基づく損害賠償または補償には、次条の限度額が適用されます。

## 12. 責任

- 12.1 EPLAN は、EPLAN に帰責性がある場合にのみ責任を負うものとします。但し、法律が無過失責任を規定している場合はこの限りではないものとします。
- 12.2 EPLAN は、故意および重大な過失には制限なく責任を負うものとします。
- 12.3 第 12.2 条に満たない程度の帰責性（軽過失）の場合、EPLAN は以下の責任を負うものとします。
- a) 生命、身体または健康を害する場合にあっては無制限；
  - b) 契約上の義務の違反に起因して生じるその他の損害にあっては予見可能な典型的に生じる損害の賠償に限定されます。
- 12.4 第 12.3 条に加えて、EPLAN は、直接の物的損害に限り、かつ 1 件につき最大で EPLAN が受領した 1 年分の利用料金（複数件の請求がある場合は暦年で最大合計 2 年分の EPLAN が受領した利用料金）を上限として責任を負うものとします。財務的な損失およびあらゆる間接損害は賠償範囲から除外され、特に、逸失利益、生産数量の減少、第三者が被った損害は除外されます。
- 12.5 EPLAN が提供するソフトウェアおよびサービスは、現状有姿で提供されるものとします。EPLAN は、本約款に明示的に記載されているほかは、EPLAN が提供するソフトウェアおよびサービスが、お客様の特定の目的に適合すること、お客様に期待される利益をもたらすこと、不具合を起こさないこと等に関し、一切の保証をしません。EPLAN のサービス上から、EPLAN が管理しない第三者のウェブサイトへリンクがされている場合でも、EPLAN は当該リンク先のウェブサイトにつき、一切責任を負いません。

## 13. 有効期限

製品保証によるお客様の請求権の有効期限は、お客様が瑕疵を知った時から 1 年です。法律でこれより長い期間が定められている場合、生命、身体または健康に被害が発生した場合、故意または重大な過失による義務違反、並びに製造物責任法に基づく損害賠償請求権には適用されません。

## 14. 契約期間、契約対象に対する使用権の終了

- 14.1 別途取り決めがない限り、契約関係は注文確認書に記載された契約開始日に開始します。
- 14.2 別途取り決めがない限り、基本契約期間は注文確認書に記載します。基本契約期間終了の 3 カ月前

までにお客様の一方から書面または電磁的方法によって更新拒絶の意思表示が通知されなかった場合、契約期間は 12 カ月間延長されます（延長期間）。延長期間が経過する 3 カ月前までにお客様の一方から書面または電磁的方法によって更新拒絶の意思表示が通知されるまで、それぞれ 12 カ月間、繰り返し延長されます。ソフトウェアのメンテナンス期間はサブスクリプション契約の期間に準じるものとし、個別の更新拒絶はできません。

14.3 重大な事由による即時解除の権利は、契約当事者双方が保持します。特にEPLAN は、お客様側で契約上の義務に対する重大な違反があり、違反是正に必要な期間が経過しても違反が是正されなかつた場合、債務不履行を理由とする解除の権利を有します。

14.4 EPLAN は、お客様に以下のいずれかに該当する事由が発生したときには、何らの催告なく、直ちにお客様に通知することにより、契約を解除することができるものとします。

- a) EPLAN に対して負担する料金の 2 ヶ月分に相当する金額の支払を遅延したとき
- b) 差押、仮差押、仮処分、租税延滞処分、その他公権力の処分を受けたとき
- c) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てが行われたときもしくはこれらに類する外国倒産処理手続の開始の申立てが行われたとき
- d) 解散（合併の場合を除きます。）、事業の全部譲渡をし、またはその決議がなされたとき
- e) 自ら振り出しあるいは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
- f) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
- g) その他 EPLAN が客観的かつ合理的な理由に基づきお客様が EPLAN のソフトウェアまたはサービスを利用することにつき著しく不適当であると認めたとき

14.5 契約解除の通知は書面または電磁的記録をもって行うものとします。

14.6 EPLAN は、本約款または法令に基づく解除を EPLAN が行ったことによりお客様に損害が発生した場合でも、一切責任を負わないものとします。また、EPLAN から本約款または法令に基づく解除を行った場合でも、EPLAN は受領済の料金を一切返金する義務を負わないものとします。

14.7 いかなる形で使用権が終了しても（契約期間の経過、合意解除、解約、契約解除）、お客様は、ハードウェアコンポーネント（ドングルなど）を含む納入されたすべての契約対象を、要請がなくとも遅滞なく EPLAN に返還し、あらゆるコピーを削除する義務を負うものとします。

## 15. 料金と価格変更

15.1 別途取り決めがない限り、ソフトウェアの使用に対してお客様が支払うサブスクリプション料金は各有効期間の開始時が支払い期限となります。その料金に対しEPLAN はお客様に事前に請求書を送

付します。金額にはすべて、その時点で適用される、法律で定められた消費税が加算されます。ただし、EPLANは、継続的な取引関係にある場合であっても、いつでもサービスの全部または一部を前払いでのみ提供する権利を有するものとします。EPLANは、遅くとも注文確認書とともに、対応する予約内容を宣言するものとします。

15.2 別途取り決めがない限り、請求書に記載された料金は、前項の支払期限までに、満額をEPLAN の銀行口座に振り込むものとします。この振込手数料はお客様の負担とします。請求書は、発行日から3日後に到着したものと見なされます。ただし、お客様がこれに対する反証を提示された場合はこの限りではありません。上に挙げた支払い期限が経過すると、お客様は支払いに遅延していると見なされます。

15.3 請求額に異議がある場合には遅滞なく、遅くとも請求書が到着してから 2 週間以内にEPLAN に文書で申し立てるものとします。

15.4 EPLAN は、ソフトウェアの使用に対するサブスクリプション料金を少なくとも年1回、変化した市場条件、税金等の変更、購買費用の変化（生産およびライセンスにかかる費用、サービスの技術的な提供にかかる費用、カスタマーサービスおよび契約管理にかかる費用、賃貸料、利子、その他資金調達などの一般的な管理費用、人件費およびサービスプロバイダー費用、IT システム費、または光熱費など）に照らし合わせた正当な評価に基づいて見直し、EPLAN が提供する役務に関する費用構成の上昇または下降に合わせる権利を留保します。

15.5 EPLAN は価格変更を文書にてお客様に通知します。価格変更は、価格変更の通知から最短で 60 日後にお客様に対して発効します。価格が上昇した場合、本約款の 18.4 項に基づき、お客様には特別解約権が発生します。

## 16. 第三者ソフトウェア

16.1 第三者ソフトウェアに関しては、各製造元の利用規約やライセンス条件のみが適用されるものとします。第三者ソフトウェア（OSS）は、各サービスの説明に記載されています。

16.2 あらゆる第三者ソフトウェアは、ソフトウェアサービスまたはその他のソフトウェアメンテナンスサービスの対象ではなく、本約款に定められた、ソフトウェアサービスまたはソフトウェアメンテナンスに関する規定および規則は、これら第三者ソフトウェアには適用されません。第三者ソフトウェアに対して適用されるのは、第三者ソフトウェアを製造した各メーカーの条件のみです。EPLAN は、第三者ソフトウェアの不具合に関し、一切責任を負いません。

## 17. 輸出コンプライアンス

17.1 (a)国境を越えた物品（商品、ソフトウェア、技術）の輸送、および(b)海外での、またはEPLANの契約義

務の履行に役立つ域外でのサービス（組み立て、メンテナンス、修理、指導、訓練など）の提供については、国内および欧州の外国貿易法、ならびに関連する場合は米国の輸出管理法が適用されるものとします。これらの規制に従い、個々の納品またはサービスが制限または禁止の対象となる場合があります。この場合、EPLANは、制限または禁止の範囲内で履行義務を免除されるものとします。

- 17.2 契約当事者は、要請に応じて、引渡される物品または提供されるサービスの最終用途および最終目的地に関する適切かつ完全な情報をEPLANに提供する義務を負います。この目的のため、締約国は、正式に規定された様式を用いて必要な書類を作成し、EPLANがそれらを確認し、所轄の監督当局に必要な検証を提供できるよう、原本をEPLANに提供するものとします。
- 17.3 輸出許可証もしくは運送許可証、または外国貿易法に基づくその他の許可証もしくは通関証が必要な場合、EPLANの履行義務は、管轄当局による当該許可証または通関証の付与に依存するものとします。許可または通関が許可されない場合、または外国貿易法もしくは関税法に基づき契約の履行にその他の障害がある場合、EPLANは、契約全体または影響を受ける納入義務もしくはサービス義務に関して、契約から離脱する権利を有するものとします。既に提供されたサービスについては、外国貿易法上支障がない場合に限り、返還されるものとします。
- 17.4 合意された納期の遵守は、所轄当局による必要な輸出許可証または出荷許可証もしくはその他の許可が適時に付与されることを条件とします。必要な許可の付与が遅延した場合、納品期間は、正式な手続きの期間および肯定的な通知を受領した後の合理的な再開期間によって延長されるものとします。
- 17.5 締約国は、本契約に基づきEPLANから引き渡され、または付与された物品、知的財産権、営業秘密、規則 (EU) No.833/2014の第12g条および第12g条ならびに規則 (EU) No.765/2006の第8g条の意味におけるアクセス権または再使用権（以下「制裁対象物」という。765/2006（以下「制裁対象物」）であって、本契約に基づきEPLANからEPLANに引き渡され、またはEPLANに付与され、規則 (EU) No.833/2014の第12g条および第12g条ならびに規則 (EU) No.765/2006の第8g条に基づく物品リストに記載されているものは、直接的または間接的にロシア連邦またはベラルーシに入国しないか、またはロシア連邦またはベラルーシでの使用を意図していません。これを目的とする債権法に基づく義務の締結も、前述の禁止の迂回とみなされる可能性のある取決めと同様に、回避されるものとします。
- 17.6 契約当事者は、第17.5条に定める義務違反を示す第三者の活動について、直ちにEPLANに通知するものとします。締約国は、状況を明確にし、是正するために、EPLANをできる限り支援するものとする。
- 17.7 17.5条の違反は、重大な契約上の義務違反であり、EPLANが契約関係を特別に解除する権利を有します。さらに、EPLANは、契約当事者に適切な是正措置を要求することができます。

- 18 最終条項
- 18.1 EPLAN が送付した注文確認書および本約款は、合わせて 1 つの契約をなし、双方の内容に矛盾がある場合には、注文確認書の内容が優先するものとします。
- 18.2 お客様が用意されている一般取引条件、基本契約その他のお客様とその契約相手の取引一般に適用される条項（以下「一般取引条件」といいます。）は、EPLAN との契約およびその交渉過程との関連において適用されないものとします。これは、EPLAN が、お客様の一般取引条件に明示的に異議を唱えることを怠った場合も同様です。
- 18.3 EPLAN は、法律上または技術上の条件が変化した場合にこれに合わせて使用条件を変更する権利を留保します。ただし、サービスの機能性がお客様にとって維持され続け、かつ契約当事者双方の契約上の権利および義務にとって非本質的な変更に限定します。このような変更については、変更の発効予定日の遅くとも 2 カ月前までに、お客様に通知されます。
- 18.4 本約款の変更が機能性またはサービスの本質的な変更を伴う場合、お客様双方の基本的な権利および義務に関連する場合、またはその両方である場合、お客様には、変更通知の到着から 1 カ月（以下本条において「解約预告期間」といいます。）以内に当該変更に異議を申し立て、EPLAN が通知した変更の発効日をもって解約する権利があります。この解約通知は、文書または電磁的方法により行う必要があり、かつ解約预告期間内にEPLAN に到達することをもって有効とします。解約预告期間の満了までに、お客様のが解約通知がEPLAN に到達しなかった場合、変更について合意されたものと見なされます。変更通知の中で、EPLAN はお客様に解約権があることを知らせます。
- 18.5 お客様が商法上の商人、公法上の法人、または公法上の特別ファンドである場合、本契約からまたは本契約に関して生じる一切の紛争の専属的合意管轄裁判所は、EPLAN の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とします。EPLAN が訴訟を提起する場合、EPLAN は、お客様の事業活動地に訴訟を提起することもできるものとします。
- 18.6 本約款は、日本の法律に準拠し、それに基づき解釈されるものとします。ウィーン売買条約（The UN Sales Law of April 11, 1980）の適用は排除されるものとします。
- 18.7 本約款のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、当該判断は他の部分に影響を及ぼさず、本約款の残りの部分は、引き続き有効かつ執行力を有するものとします。お客様は、当該無効もしくは執行不能とされた条項または部分の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるように努めるとともに、修正された本約款に拘束されることに同意するものとします。本約款のいずれかの条項またはその一部が、EPLAN の一部のお客様との関係で無効または執行不能と判断された場合であっても、其他のお客様との関係における有効性等には直ちに影響を及ぼさないものとします。